

(日本銀行仮訳)

銀行の内部監査 および監督当局と監査人との関係

バーゼル銀行監督委員会

バーゼル
2001年8月

バーゼル銀行監督委員会・会計タスクフォース

議 長

Prof Arnold Schilder
De Nederlandsche Bank, Amsterdam

Commission Bancaire et Financière, Brussels	Mr Marc Pickeur
Office of the Superintendent of Financial Institutions Canada, Toronto	Ms Donna Bovolaneas
Commission Bancaire, Paris	Mr Philippe Bui
Deutsche Bundesbank, Frankfurt am Main	Mr Karl-Heinz Hillen
Bundesaufsichtsamt für das Kreditwesen, Bonn	Mr Ludger Hanenberg
Banca d'Italia, Rome	Dr Carlo Calandrini
日本銀行、東京	太田 浩
金融庁、東京	林 信裕
Commission de Surveillance du Secteur Financier, Luxembourg	Mr Guy Haas
De Nederlandsche Bank, Amsterdam	Mr Michael Dobbyn Mr André Van Dorssen
Banco d'España, Madrid	Mr Anselmo Diaz
Finansinspektionen, Stockholm	Mr Hans Hultin
Eidgenössische Bankenkommission, Bern	Mr Stephan Rieder
Bank of England, London	Mr Ian Michael
Financial Services Authority, London	Ms Deborah Chesworth
Board of Governors of the Federal Reserve System, Washington, DC	Mr Gerald Edwards
Federal Reserve Bank of New York	Mr James Beit

Office of the Comptroller of the Currency,
Washington, DC

Mr Zane Blackburn

Federal Deposit Insurance Corporation, Washington,
DC

Mr Robert Storch

オブザーバー

European Commission, Brussels

Mr Vittorio Pinelli

Oesterreichische Nationalbank, Vienna

Mr Martin Hammer

Saudi Arabian Monetary Agency, Riyadh

Mr Tariq Javed

Monetary Authority of Singapore

Mr Timothy Ng

事務局

Secretariat of the Basel Committee on Banking
Supervision, Bank for International Settlements

Mr Bengt A Mettinger

目 次

	頁
はじめに	1
内部監査の定義	3
内部監査機能の目的および任務	4
内部監査の原則	6
常設機能 – 繼続性	6
独立的機能	7
内部監査規程	8
公平性	9
職業的専門性	10
業務の範囲	11
自己資本についての銀行の内部評価手続き	13
内部監査の機能度	14
実務手法と監査の種類	14
リスク・フォーカスと監査計画	14
手続き	16
内部監査部門の管理	17
監督当局と、内部監査部門および外部監査人との関係	18
監督当局と内部監査部門の関係	18
内部監査人と外部監査人の関係	19
監督当局と外部監査人の関係	20
監督当局、外部監査人および内部監査人の間での協力関係	24

監査委員会	24
定義	24
構成、権限、および機能	25
関連する観点	26
内部監査のアウトソーシング	27
定義	27
内部監査のアウトソーシング	27
小規模銀行における内部監査活動のアウトソーシング	30

はじめに

1. 銀行監督上の問題に対処し、サウンド・プラクティスを促進する指針を通じて監督を強化するための継続的な努力の一環として、バーゼル銀行監督委員会（以下、委員会）は銀行組織の内部監査、および監督当局と内部・外部監査との関係について本ペーパーを公表する。銀行組織における適切な内部管理は、組織の管理システムを評価する独立した有効な内部監査によって補強されなければならない。一方、外部監査人は、このプロセスの有効性について重要なフィードバックを提供することができる。有効な方針や実務が守られ、内部・外部監査人が発見した内部管理上の問題点に対し経営陣が適切な是正措置を講じているか否かにつき、銀行監督当局は満足していなくてはならない。最後に、銀行監督を最大限有効なものとするため、監督当局、内部監査人および外部監査人の協力関係が重要である。
2. 本ペーパーに述べられている諸原則は、一般的な適用可能性を前提として作成されているが、実際には個々の監督制度の枠組みの中で適用されることになる。オンサイト・オフサイトの監督手法がいかに活用されているかは国によってかなり異なる。また、監督制度における外部監査人の用いられ方の度合いにも大きな差異がある。個々の国の監督当局が具体的にどのような手法を用いるかはこうした要因に左右されるであろうが、委員会の全メンバーは本ペーパーに提示されている原則を支持している。
3. 本ペーパーは、取締役会や上級管理職で構成される経営管理の体制についても述べる。取締役会や上級管理職の機能に関しては、国毎に法律や規制の枠組みがかなり異なることを当委員会は認識している。国によっては、取締役会は執行主体（上級管理職、一般管理職）に対する唯一の、あるいは主たる監督機能を有し、後者が職務を全うすることを確実ならしめている。この

理由により、取締役会は監督理事会（supervisory board）として位置付けられることもある。こうした場合、取締役会は業務執行機能は有していない。これに対し、銀行経営の全般的枠組みの設定など、より広範な権限が取締役会に与えられている国もある。こうした相違を踏まえ、本ペーパーでは、取締役会および上級管理職の概念を法的構成要素としてではなく、銀行の内部における二つの意思決定機能を区分するために用いる。本ペーパーで述べられた諸原則は、各国固有のコーポレート・ガバナンス構造に応じて適用されるべきである。バーゼル委員会が1999年9月に公表したペーパー、「銀行組織にとってのコーポレート・ガバナンスの強化」を参照することもまた、有益であり得よう。

4. 本ペーパーは、監督当局のための基礎的なガイダンスとなるものであり、銀行組織における内部監査、および監督当局と内部・外部監査人の関係に関する銀行監督当局の考え方を示したものである。委員会は、内部監査基準の国際的整合性と改善のための努力を支持する。委員会は、国内的および国際的な監査基準設定作業において、健全性関連事項に然るべき配慮が行われることを奨励する。
5. 本ペーパーに述べられた諸原則に従って構成された銀行内の内部監査機能は、銀行監督当局の作業を容易にする。内部監査機能を含む強固な内部管理と独立した外部監査は、健全なコーポレート・ガバナンスの一環であり、ひいては銀行経営陣と銀行監督当局の間の効率的かつ協調的な作業関係に寄与する。有効な内部監査機能は、銀行経営陣および銀行監督当局にとって内部管理システムの質を知る上で価値ある情報源である。
6. 本ペーパーに提示されている諸原則は、銀行グループに属する銀行を含む銀行全般、および、銀行を主たる子会社とする銀行持株会社に適用される。

7. 本ペーパーは、委員会が 1998 年に公表した「銀行組織の内部管理体制のフレームワーク」と題するポリシー・ガイダンスを敷衍したものである。1998 年に提示した枠組みは、銀行の内部管理を先進的かつ近代的な内部管理の枠組みに基づいて評価するための有意義な国際的監督ガイダンスとなっている。

内部監査の定義

8. 1999 年 6 月に、内部監査人協会の理事会は以下の内部監査の定義を採択した。

「内部監査は、独立した客觀性のある保証およびコンサルティング活動であり、組織の業務の付加価値を高め、また改善するものである。内部監査は、システムティックで規律のあるアプローチでリスク管理、コントロールおよび企業統治プロセスの有効性を評価、改善することにより、組織が自らの目的を達成することを支援する」

9. 客觀性と公平性の要請は銀行業界の内部監査部門には特に重要であるが、必ずしも、このことによって内部監査部門が助言やコンサルティングに関わる可能性が排除されるわけではない。内部管理の整備状況について上級管理職に助言を行うことは、新しい内部管理の導入が必要な際に経営陣が十分な情報に基づいて決定を下すことを確実にするための、費用対効果の高い方法である場合が多い。しかしながら、それ以外の助言やコンサルティングは、内部監査の基本的機能、すなわち財務報告の管理を始めとする内部管理システムの検証や評価を行うために銀行内に設立された独立評価機能に付随するものであるべきである。内部監査人が上級管理職に対し、導入すべき内部管理について助言したとしても、内部監査人は上級管理職が実施した、あるいは指示した内部管理を分析したり批判したりすることから排除されるべきではない。

10. 銀行の中には、管理の自己評価を導入するという選択をしたところもある。

これは、管理職および／またはスタッフチームが自己の業務や機能を分析し、内部管理手続きのうち関連する部分の効率性と有効性を評価する、正式かつ文書化されたプロセスであるということができる。こうした自己査定は、内部監査を代替するものではないが、内部管理の効率性と有効性を評価する有用な手法となり得る。

内部監査機能の目的および任務

原則 1

銀行の取締役会は、適切かつ有効な内部管理システム、銀行業務の様々なリスクを評価する計測システム、リスクを銀行の自己資本水準に関連付けるシステム、および法律、規制、当局の監督方針、自行の内部方針の遵守状況を適切にモニターするための手法を上級管理職が構築・維持していることを確保する最終的な責任を負っている。取締役会は少なくとも年に一回、内部管理システムと自己資本評価手続きを評価すべきである。

11. 取締役会は定期的に、銀行が（明確に定義された目的に従って）秩序だつた堅実な業務運営を確保するための適切な内部管理システムを構築しているか否かを確認すべきである。取締役会はまた、定期的に、リスクを銀行の自己資本水準に関連付けるシステムを銀行が開発しているか否かを確認すべきである。最後に、取締役会は、銀行が以下のプロセスを有していることを確保すべきである。すなわち、業務目的を追求する過程で内在的に生じるリスクを認識し適切にコントロールするプロセス、財務情報や経営情報の万全さ、信頼性および適時性をテストするプロセス、および法律、規制、当局の監督方針、自行の内部計画・方針・手続きの遵守状況をモニタリングするプロセス。

原則 2

銀行の上級管理職は銀行に内在するリスクを認識し、計測し、モニターし、コントロールするプロセスを開発することに責任を負っている。上級管理職は少なくとも年に一回、内部管理システムおよび自己資本評価手続きの範囲と実績について、取締役会に報告を行うべきである。

12. 上級管理職は、責任、権限、報告関係が明確に付与され、付与された責任が有効に遂行されるような組織構成を維持すべきである。上級管理職はまた、リスクの認識、計測、モニターおよびコントロールを行うリスク管理プロセスの開発にも責任を負っている。最後に、上級管理職は適切な内部管理方針を定め、内部管理システムの適切性や有効性をモニターする。

原則 3

内部監査は、銀行の内部管理システムや自己資本評価の内部プロセスに対する継続的なモニタリングの一環である。内部監査は既に確立している銀行の方針や手続きの適切性および遵守状況についての独立した評価を提供するからである。このようにして、内部監査機能は、上級管理職や取締役会が上記のような責務を効率的かつ有効に成し遂げることを支援する。

13. 一般的見地からは、内部監査の範囲には以下が含まれる。

- ・ 内部管理システムの適切性および有効性の検証・評価
- ・ リスク管理手続きやリスク評価手法の適用状況、有効性の検証
- ・ 電子情報システムや電子バンキング・サービスを含む経営・財務情報システムの検証
- ・ 会計記録、財務報告の正確性や信頼性の検証
- ・ 資産保全手段の評価
- ・ 推定されるリスクに見合った自己資本を評価する内部システムの検証
- ・ 事務処理の経済性と効率性の評価

- ・取引および個々の内部管理手続きの機能度のテスト
- ・法規制や行動規範の遵守および方針・手続きの実行を確保するために設けられている諸システムの評価
- ・当局への報告の信頼性、適時性のテスト
- ・特別調査の実施

14. 上級管理職は、新たな展開・イニシアティブ・商品および事務処理体制の変更に係る情報が常に洩れなく内部監査部門に与えられ、関連するリスクを早い段階で把握することができるよう図るべきである。

内部監査の原則

常設機能 - 繙続性

原則 4

各々の銀行は常設の内部監査機能を持つべきである。上級管理職は、自らの義務と責任を果たす上で、銀行が継続的にその規模や業務の性質に応じた適切な内部監査機能に依拠できるよう、必要とされる全ての措置をとらなければならない。これらの措置の中には、目的を達成するため適切な資源とスタッフを内部監査に投入することも含まれる。

15. 大規模銀行や業務の複雑な銀行においては、通常、内部監査は常勤スタッフを有する内部監査部門によって行われるべきである。小規模銀行においては、内部監査活動はアウトソーシング・ベンダーにアウトソースすることもできよう。一部の国では、小規模銀行のための代替案として、重要な内部管理項目に対し独立した評価を行うシステムを導入することを認めている。

16. 内部監査部門に関して本ペーパーに提示するガイダンスは、アウトソース

された内部監査活動にも同様に適用される。

17. グループに対する原則 4 の適用については原則 9 において論じる。

独立的機能

原則 5

銀行の内部監査機能は、被監査業務から独立しているとともに、日常的な内部管理プロセスからも独立していかなければならない。これは、内部監査は銀行内で適切な地位が与えられ、客觀性と公平性のもとに職務を遂行する、ということを意味している。

18. 内部監査部門は銀行内の全部門、全拠点、全機能において、自らの主導により職務を遂行できなくてはならない。監査結果や評価の報告を行い、内部的にそれを開示する完全な自由を持たなくてはならない。独立性の原則により、内部監査部門は必然的に、銀行のコーポレート・ガバナンスの枠組みに応じて最高執行責任者（CEO）、取締役会、監査委員会（存在する場合）のいずれかの直接指揮下で職務を遂行することとなる。

19. 内部監査部門の長は、自行の内部監査規程の定めに応じて、取締役会、取締役会の議長、監査委員会（存在する場合）のメンバー、または必要に応じ外部監査人に対し、直接かつ自身の主導により連絡をとる権限を有しているべきである¹。例えば、法や規制に反した銀行経営陣の意思決定も報告対象となるであろう。

20. 内部監査人と銀行との間に利益相反がないことも独立性の要件である。内

¹ 一部の国では、組織は法により、外部ないし組織内部の人々が問題と思う事項を通報する経路を確立するよう明確に促されている。これらの国では、不正と思われる行為を指摘する被用者は法により守られている。

部監査人の給与制度は内部監査の目的と整合的であるべきである。内部監査機能は独立した検証の対象となるべきである。この検証は、外部監査人のような独立した主体、あるいは監査委員会（存在する場合）によって行われ得る。

内部監査規程

原則 6

各々の銀行は、銀行内の内部監査機能の地位と権限を強化する内部監査規程（internal audit charter）を備えているべきである。

21. 内部監査規程は少なくとも、以下の事柄を定める。

- ・内部監査機能の目的および範囲
- ・組織内における内部監査部門の位置付け、権限、責任範囲、および他の管理機能との関係
- ・内部監査部門の長のアカウンタビリティー

22. 内部監査規程は内部監査部門によって制定され、定期的に見直されるべきである。また、上級管理職によって承認され、その後、監督の一環として取締役会においても確認されるべきである。監査委員会は、それが存在する場合は、この確認を行い得る。

23. 内部監査規程により、銀行の上級管理職は内部監査部門に対し、任務の遂行のために必要とあらば何時でも、銀行のいかなる業務や組織をも検証し、また経営情報、評議機関・意思決定機関全ての議事録を含む銀行のいかなる記録、ファイル、データにもアクセスし、スタッフのいかなるメンバーに対しても直接アクセスして話をする主導権および権限を与える。

24. 規程には、内部監査部門がコンサルティング行為や助言行為を行う、ある

いは他の特別業務に携わることを要請される場合の条件や制限について明記されているべきである。

25. 規程は組織全体に対して周知されるべきである。

公平性

原則 7

内部監査機能は、客観的かつ公平であるべきである。すなわち、偏見や介入を排除して任務を全うし得る立場に置かれなければならない。

26. 客観性と公平性は、内部監査部門それ自体がいかなる利益相反をも避けるべく努力することを必要とする。このために、内部監査部門の中でのスタッフの担当割合は、実現可能な限りにおいて定期的に変更されるべきである。組織の内部から採用された監査人は、過去 12 カ月間に従事していた業務や活動を監査するべきではない。

27. 公平性のため、内部監査部門は銀行の業務や内部管理手法の選択・実施に関わらないことが求められる。さもなければ、内部監査部門はそれらの活動に対して責任の一端を負うことになり、判断の独立性を損ねることになろう。

28. もっとも、公平であれということは、遵守されるべき内部管理原則に関する個別案件について、上級管理職が内部監査部門から意見を求める可能性を排除するものではない。例えば上級管理職は、重要な組織再編、重要またはリスクの大きい新規業務、リスクの大きい活動を行うための新規部門の設立、リスク管理システム、経営情報システム、IT システムの設置または再構築について検討する際、効率性の観点から意見を求めることがあり得よう。但し、これらの手段の最終的な開発や導入についての責任は、引き続き経営陣に帰属すべきである。実際のところ、このような諮詢的機能は付隨的な業務であ

り、内部監査部門の基本的業務や責任・独立性を妨げることがあってはならない。その後の内部監査報告は、欠陥や問題点に関する勧告や、内部管理改善のための助言を含むことができる。

職業的専門性

原則 8

全内部監査人および内部監査機能全体にとって、職業的専門性は銀行の内部監査機能が正常に機能するために必要不可欠である。

29. 各内部監査人の職業的専門性、モチベーションおよび継続的なトレーニングは内部監査部門の有効性にとって前提条件である。職業的専門性は、職務の性質と、監査人の情報収集・検証・評価・意思伝達能力を考慮して評価されなければならない。この点に関し、金融セクターの発展の結果、銀行業務の技術的複雑さが増大したことや内部監査部門が実施すべき作業の多様性が増したことについても考慮されるべきである。
30. 内部監査部門自体における職業的専門性、特に知識と経験もまた注意を払うに値する。これが主に意味しているのは、内部監査部門が全体として、銀行の業務分野全てについて検証し得る専門性を有していなければならないということである。
31. 似たような仕事やルーティン作業を継続することは、内部監査人の批判的判断能力に負の影響をもたらすかも知れない。それ故、実務上可能であれば、内部監査部門内においてスタッフを異動させることが勧奨される。この異動は内部監査人の独立性を危うくすることのないように実施されねばならない。
32. 職業的専門性は、スタッフ個々人の体系的で継続的なトレーニングを通じて維持されるべきである。内部監査部門の全てのスタッフメンバーは、監査

テクニックや銀行業務に関し、十分に新しい知識を備えているべきである。

業務の範囲

原則 9

銀行の全ての業務と組織が内部監査の対象となるべきである。

33. 支店や子会社の業務、アウトソースされた業務を含む銀行の全ての業務や組織のうち、内部監査部門の検証の対象外となるものは存在しない。内部監査部門は任務の遂行のために必要とあらば、経営情報や、評議機関・意思決定機関全ての議事録を含む銀行のいかなる記録、ファイル、データにもアクセスを持つべきである。
34. 一般的見地からは、内部監査の範囲には、内部管理システムが適切かつ有効であるか、また、与えられた責任がいかに遂行されているかを検証・評価することが含まれているべきである。多くの場合、これは銀行の内部管理システムのリスク分析を行うことを意味する。
35. 特に、内部監査部門は以下の事項を評価するべきである。
 - ・経営方針の遵守状況および（定量的・非定量的双方の）リスク管理状況
 - ・財務・経営情報の信頼性（統一性、正確性、包括性を含む）および適時性
 - ・電子情報システムの連続性および信頼性
 - ・人事部門の機能度
36. 内部監査部門は、銀行の組織構成や経営について監督当局が発出した方針、原則、規則および指針を含め、銀行業務にかかる法規制について適切に考慮すべきである。もっとも、このことは内部監査部門がコンプライアンス機能を引き受けるべきだということを意味するものではない。

37. 銀行の個別業務や組織をコントロールまたはモニタリングするため、別個に部門を設立している銀行もある。そのような部門は内部管理システムの一部分をなしており、従ってそれがあることにより、内部監査部門が銀行の個別業務や組織を検証することから免れるわけではない。但し効率性の観点から、内部監査部門は職務を遂行するに当たり、様々な管理部門から報告された情報を用いることができる。それでもなお、内部監査部門は銀行業務や関連する組織の内部管理が適切に機能しているか否かを検証・評価することについて責任を負っている。
38. 銀行が大規模な海外支店を有している場合は、内部監査部門は自らの職務の効率性および継続性を確保するため、現地に拠点を設置することを検討するべきである。そのような現地拠点は銀行の内部監査部門の一部であり、本ペーパーに述べられた原則に則る形で組織されるべきである。
39. 別個の法人として、銀行子会社または非銀行子会社は自分自身の内部管理および本ペーパーで述べられた条件に沿った内部監査機能について責任を有する。これらの子会社において、内部監査機能は親会社の内部監査部門によつて果たされるかも知れない。子会社がそれ自身の内部監査部門を有している場合は、同部門は親会社の内部監査部門に報告を行うべきである。この場合親会社は、現地の法規制上の定めや指示の有無とは無関係に、それ自身の内部監査部門が子会社の全業務・全組織に無限定のアクセスを有し、妥当な頻度でオンサイトの監査を行うことを確保すべく、あらゆる必要な手段をとるべきである。
40. 子会社同様、海外支店についても、内部監査原則は、現地の法規制上の定めや指示の有無とは無関係に、親銀行を中心確立されるべきである。親銀行はグループ全体のために監査規則を策定するべきである。親銀行の内部監

査部門は、現地の内部監査人の採用や評価に関与するべきである。

41. 上に述べたものよりさらに複雑なグループ構成の場合は、内部監査機能は本ペーパーで述べられた原則に則る形で組織されるべきである。

自己資本についての銀行の内部評価手続き

原則 10

自己資本にかかる銀行の内部評価プロセスの枠組みの中で、内部監査は、自行で開発したリスクと自己資本水準とを関連付けるリスク管理システム、および、資本に関して内部で定めた方針の遵守状況をモニタリングする手法について、独立した検証を定期的に実施すべきである。

42. 銀行のリスク認識と自己資本評価プロセスは、リスク管理プロセスとは異なる。後者は、典型的には、銀行内の様々な分野におけるリスクとリターンのトレードオフ関係を最大化する経営戦略を検証することに、より強く焦点をあてたものである。
43. 銀行は、自己資本評価手続きの検証に責任を有する個人ないし部門を明確に指定すべきである。本責任は、内部監査部門、もしくは銀行の業務から十分に独立している他の個人ないし部門が果たし得る。
44. 監督当局は、銀行自身による資本充実度の評価や、自己資本比率規制の遵守状況を検証・評価する際に、内部監査人および外部監査人の行った作業が監督目的における利用に適した方法で行われていれば、これに依拠することができる。

内部監査の機能度

実務手法と監査の種類

原則 11

内部監査は、監査計画の策定、利用可能な情報の検証・評価、監査結果の伝達、勧告や問題点のフォローアップを含む。

45. 内部監査には種々のタイプがある。以下はその例であるが、全てを網羅している訳ではない。

- ・会計システム、情報、およびそこから生み出される財務報告書類の信頼性を評価することを目的とする財務監査
- ・法律、規制、方針および手続きの遵守を確保するために設けられているシステムの質と適切性を評価することを目的とするコンプライアンス監査
- ・任務の性質に照らし、その他のシステムや手続きの質と適切性の評価、組織構成の批評的分析、手法や資源の充実度の評価を行うことを目的とする業務監査
- ・銀行の目的の枠組みに応じて、リスクや管理状況に関する経営陣のアプローチの質を評価することを目的とする経営監査

46. 内部監査部門は、銀行活動全体をその組織全てにおいて検証し評価する。従って、内部監査部門はある一つのタイプの監査に焦点を当てるべきではなく、達成されるべき監査の目的に応じた最も適切なタイプの監査を用いるべきである。こうした観点から、内部監査部門は銀行の様々な部門を個別に監査することだけに活動を限定するべきではない。むしろ内部監査部門は、特定の銀行業務を監査する際、その業務に関与する銀行内の組織全てを通じて監査を行うことを特に心掛けるべきである。

リスク・フォーカスと監査計画

47. 内部監査部門の管理職は、実行されるべき任務全体の計画を準備する。監

査計画には、予定されている内部監査の実施時期と頻度が含まれる。この監査計画は、管理リスクの系統的評価をその基礎とする。管理リスクの評価は、金融機関の重要業務およびそれに関連するリスクについての内部監査人の理解を書面にまとめたものである。内部監査部門の管理職は、リスク評価の方針論の原則を書面にて策定し、内部管理システムや作業手順の変更および新たなビジネスラインの追加を反映させるべく、定期的にこれを更新するべきである。リスク分析は、全銀行業務・組織および内部管理システムの全てを検証するものである。リスク分析の結果を踏まえ、銀行活動に内在するリスクの度合いを考慮に入れて数年分の監査計画が策定される。計画にはまた、予期される進展や技術革新、新規業務においては一般的にリスク度合いが高いこと、全重要業務・組織を妥当な期間内（監査サイクルの原則、例えば3年など）に監査する意図も織り込まれる。これらの観点全てを織込んで、遂行されるべき任務の範囲、性質および頻度が決定される。

48. 内部監査部門の監査計画は現実的でなければならない。すなわち、それに特別監査、意見表明、トレーニング等の他の任務や活動のための時間配分も含まれていなければならない。計画には、人的資源や他の資源など、必要資源についての詳細な記述が含まれる。職員に関しては、数だけでなく必要な職業的専門性も考慮される。監査計画は定期的に見直され、必要に応じて更新されるべきである。
49. 監査計画は内部監査部門によって策定され、銀行の最高執行責任者（CEO）、取締役会または監査委員会（存在する場合）によって承認されるべきである。この承認は、銀行が内部監査部門に対し、適切な資源を供給することを意味するものである。

手続き

50. 監査の各任務毎に監査プログラムが準備されるべきである。監査プログラムは目的、およびその達成のための監査作業の概要を記述したものである。監査プログラムは、比較的柔軟なツールであり、認知されたリスクに応じて修正され完成されねばならない。
51. 監査任務を構成する全ての手続きは、監査調書（working paper）に記録されるべきである。調書は検証結果を反映し、監査報告中でなされた評価を強調するものでなくてはならない。調書は良く練られた様式に従って策定されなければならない。そのような様式は、監査が正式に実施されたか否かを確かめ、またそれがどのように行われたかを他者がチェックするうえで十分な情報を提供するものでなくてはならない。
52. 各監査についての書面による監査報告は、可能な限り迅速に提出されるべきである。それは被監査先およびその経営陣、そして原則として要約形式で上級管理職にも配布される。
53. 監査報告は、監査の目的および範囲を述べ、内部監査部門の監査結果、勧告および被監査先の回答を含んだものである。監査報告はまた、監査終了に当ってコンセンサスが形成された項目についても開示する。内部監査部門は見出された問題点または出された勧告の相対的な重要度を示す。
54. 内部監査部門は、実施した監査および提出した報告の記録を保持する。
55. 上級管理職は、内部監査部門の懸念に対して適切な対応が採られることを確保すべきである。従って、上級管理職は、内部監査部門の勧告が検討され、それが適切であれば速やかに実施に移されることを確保するために内部監査

部門が設定した手続きを承認すべきである。

56. 内部監査部門は、勧告が実施されたか否かについてフォローアップを行う。勧告の実施状況は少なくとも半年に一回、コーポレート・ガバナンスの枠組みに応じて上級管理職、取締役会または監査委員会（存在する場合）に伝えられる。

内部監査部門の管理

原則 12

内部監査部門の長は、同部門が健全な内部監査原則に則って業務を行っていることの確保に責任を持つべきである。

57. 内部監査部門の長は、内部監査人協会の「内部監査の専門職的実施の基準」などの健全な内部監査基準が遵守されることを確保するべきである。特に、内部監査部門の長は、内部監査規程、監査計画、スタッフ向けの書面による方針や手続きを確実に策定するべきである。スタッフの職業的専門性とトレーニング、および必要な資源が利用可能であることも継続的に確保しなければならない。スタッフのモチベーションと質の向上に対する意識についても、特に考慮するべきである。

58. 内部監査部門は、上級管理職、取締役会または監査委員会（存在する場合）に対し、内部管理システムのパフォーマンスと内部監査部門の目標達成状況について定期的に報告し、助言すべきである。特に、内部監査部門は上級管理職、取締役会および／または監査委員会に対し、監査計画の進捗状況について報告するべきである。監督作業の一環として、取締役会または監査委員会は定期的に、内部監査部門の組織構成および資源（人的資源、その他の資源の双方）、監査計画、活動報告、内部監査勧告の要約、およびそれらの実施状況について議論するべきである。

監督当局と、内部監査部門および外部監査人との関係

監督当局と内部監査部門の関係

原則 13

銀行監督当局は、銀行の内部監査部門の活動を評価すべきであり、結果に満足した場合は、リスクが潜在する分野を特定する際にそれに依拠することができる。

59. 監督当局は銀行の内部管理システムを取扱った様々な規制を制定している。

この規制の範囲は国によって異なるが、一般的には適切な管理システムの促進を目的としたいくつかの基本的な原則や、適切な自己資本にかかる規則が含まれる。殆どの監督当局はまた、信用リスクや他のコア・バンкиング・リスク（為替リスク、金利リスク、流動性管理、コンピュータ・電子情報伝達システム、デリバティブリスク管理、等）の管理などのように、様々な分野における監督方針、実務、手続きなどを定めている。

60. 内部管理の質を評価するため、監督当局は様々なアプローチを探り得る。

一つのアプローチは、上級管理職がリスクを認識、計測、モニター、管理するプロセスをテストする作業を含め、銀行の内部監査部門の作業を評価することである。内部監査部門の作業の質に満足したならば、監督当局は、銀行内の管理上の問題点を認識するため、または監査人が最近検証していない潜在的リスク分野を認識するための一次的なメカニズムとして、内部監査人の報告書を利用することができる。

原則 14

監督当局は、認識されたリスク分野ととられた処置を話し合うため、銀行の内部監査人と定期的な協議を行うべきである。同様の観点から、銀行の内部監査部門と銀行の外部監査人の協力関係についても検討され得るであろう。

61. 内部監査部門の業務は多岐に亘るものではあるが、銀行の経営方針まで決めてしまうことはなく、内部管理に関する方針を除けば一般的には個々の方針や特定の政策的意思決定の適切性に異議を申し立てることはできない。この点は信用維持の観点からみて重要である。というのは無分別な方針は預金者や他の債権者の保護、株主の利益、および信用システムの正しい機能を損なう形で実施される可能性が高いからである。ただしこのことは、銀行の経営陣が法規制や金融機関自身の方針書、手順書に背く決定を行った場合に内部監査部門が反応し、取締役会または監査委員会（存在する場合）に知らせることを排除するものではない。
62. 銀行の内部監査部門の長がその権限における活動を停止した場合に、銀行監督当局がその事実を取り巻く状況につき、早期に銀行の経営陣から報告を受けることは実務として好ましい。内部監査部門の長がその任から解かれた場合、銀行監督当局は当該人に会うことを検討すべきである。

原則 15

監督当局は、監督下の銀行の内部監査部門の長と政策的な問題を話し合う場を定期的に持つことを推奨される。

63. 複数の銀行の内部監査部門の長が集まって、彼らと監督当局とで共通の関心事についてセクター単位での協議を行うことは、実務として好ましい。

内部監査人と外部監査人の関係

原則 16

監督当局は内部監査人と外部監査人の間の協力関係を可能な限り効率的かつ有效地にするため、両者間の協議を促進するべきである。

64. 外部監査人は、経営陣、取締役会あるいは監査委員会との協議や、内部管

理改善のための勧告を含む監査活動を通じて、内部管理の質に重大な影響を及ぼす。

65. 外部監査手続きの性質、時期および範囲を決定する際に内部監査が役立つであろうことは、一般に認識されている。しかしながら、外部監査人は財務諸表に付す監査意見について単独で責任を負う。外部監査人は、関連する内部監査報告から助言を得、それにアクセスできるべきであり、また、外部監査人の作業に影響を与えるものとして内部監査人の注意を引くような重要な事柄があれば、それに関して常に情報提供を受けられるべきである。同様に、外部監査人は通常、内部監査に影響するような重大事項につき内部監査人に情報提供を行う。
66. 内部監査部門の長は、内部監査人による作業が外部監査人による作業と不必要に重ならないようにすべきである。監査活動の協力関係は、相互の関心事を協議するための定期的な会合、監査報告書やマネージメント・レターの相互提供、監査の技術、手法、用語についての共通の理解などを含む。

監督当局と外部監査人の関係

原則 17

外部監査人が銀行監督当局のために行う活動は、法的な、あるいは契約上の根拠に基づくべきである。監督当局から外部監査人に課された作業がいかなるものであれ、それは監査人の通常の監査活動を補完するものであり、また監査人の所掌の範囲内であるべきである。

67. 国際監査実務ステートメント 1004「銀行監督当局と銀行の外部監査人との関係」（現在見直し中）で述べられているように、監督当局と外部監査人は相互補完的な問題意識を持っている。銀行の安定性という監督当局の概念は、監査人の「継続企業」（going concern）という概念と補完的であるし、安全

かつ節度ある経営の基本である健全な内部管理システムは、正確な財務諸表を作成するための内部管理システムと補完的である。加えて、監督当局も外部監査人も共に、正確な会計システムが存在することに关心を持っている。

68. 外部監査人の正確な役割は国によって異なる。ただ、変わらない点は、外部監査人は銀行の財務諸表の正確さに関係する限りにおいて、銀行の内部管理システムを把握するであろうという期待である。また、外部監査人によって発見された重大な問題点が経営陣に報告され、そして多くの国においては監督当局にも報告される、ということもまた期待されている。上級管理職と取締役会または監査委員会（存在する場合）は、外部監査人の作成した報告書で述べられた内部管理上の問題点に対する改善策の実施を確保するべきである。この外部監査人の「早期警報」機能は、監督当局の予防的アプローチの枠組みで捉えられるべきである。
69. 監督当局と外部監査人の作業が互いに役立ち得る分野は多い。外部監査人は、監督当局による実地検査、経営陣との面談、その他のかたちでの銀行との対話など、監督当局の有する情報から有益な示唆を得ることができる。外部監査人と監督当局の関係が緊密な国においては、外部監査人はしばしば、内部監査部門の機能度や質について意見を求められる。マネージメント・レターやその他の報告は、銀行の内部管理システムについて監督当局に貴重な示唆を与えるべきである。
70. 外部監査人が、監督当局の関心事であり得る、もしくは監督当局に代わって緊急に対応する必要があり得る重要な情報を入手する状況は上記の他にある。こうした状況の幾つかは、ISA260「コーポレート・ガバナンスに責任

を有する人々への監査事項の伝達」に述べられている²。ISA260 に述べられている状況に加え、以下も監督当局の関心事となると思われる。

- ・銀行免許の要件の一つを満たしていないことを示唆する情報
- ・意思決定機関内部における深刻な対立、ないし重要な機能における管理者の予期せぬ離職
- ・法規ないし当該銀行の定款・内規等に対する甚だしい違反を示唆する情報
- ・監査人の辞意ないし罷免
- ・銀行業務におけるリスクの大幅な悪化、および今後発生することが予想されるリスク

71. 多くの国では、上記のような状況が発生した場合は早期に監督当局に報告することが期待されているか、もしくは義務付けられている。

² 通常、それらの事柄には以下が含まれる。

監査の全般的アプローチと総合的な範囲（予想される限界および追加的な必要事項を含む）

重要な会計方針・実務が採用ないし変更され、当該企業の財務諸表に大きな影響が及び得る場合

進行中の係争など、財務諸表上の開示が求められている大きなリスクやエクスポージャーが財務諸表に及ぼし得る潜在的影響

当該企業により記録されているか否かに関わらず、監査に調整が加えられた結果として当該企業の財務諸表に重大な影響が及んだ、ないし及び得る場合

当該企業の経営続行能力に重大な疑いを投げかけ得る出来事や状況に関連する重大な不確実性

個別の事柄であれ種々の事柄全体であれ、当該企業の財務諸表や監査報告に影響を及ぼし得る事柄に関する経営陣との意見の相違。本件の伝達に際しては、それが是正されたか否か、また、それがどの程度深刻なものであるかについての見解も伝える要監査報告に修正が加えられそうな場合

ガバナンスの責任者が注意を向けるべきその他の事項（内部管理上の重大な問題、経営陣の誠実性に関する疑問、経営陣を巡る不正行為など）、および監査取極めにおいて合意されているその他の事項

72. 監督当局と外部監査人の関係は、国際監査実務ステートメント 1004（現在見直し中）に述べられた基準に則るべきである。特に重要なのは、銀行と監督当局との間で、外部監査人が監督当局のために行ういかなる作業にも法的な根拠または契約上の合意が存在すべきである、ということである。この根拠または合意は、守秘義務の問題にも対処しているべきである。同様に重要なのは、監督当局のために外部監査人が行う作業は、後者の通常の監査業務を補完するものでなければならず、またその所掌の範囲内にあるべきである、ということである。監督当局の要請は明確に定義されなければならない。

73. 監督当局の特別な関心事について追加的な作業を行うよう、外部監査人の役割を拡大させている国もある。例えば、

- ・健全性に関する報告書類を作成するために銀行が用いている手法
- ・組織構成と内部管理システムの適切性の評価
- ・銀行による法規制遵守状況の評価
- ・銀行の内部管理システム（内部監査部門を含む）の評価
- ・適切な会計方針の遵守についての意見表明

74. 外部監査人が、関連法規に従って監督当局に善意で開示した情報につき責めを負うことのないよう、法的な手当がなされることが推奨される。

75. 監督当局が外部監査人の関心事となる情報を持っていることもあろう。そのような情報は外部監査人が監督当局の懸念を理解する手助けとなるか、あるいはそのような情報が監査活動や他の報告義務に重大な影響を与えかねないからである。監督当局が自らの目的をより良く達成するための助けとして、監督当局から外部監査人にこうした情報を開示することを可能にする法的道筋が存在していることが重要である。

監督当局、外部監査人および内部監査人の間での協力関係

原則 18

監督当局、外部監査人および内部監査人の間の協力関係は、全関係者の仕事をより効率的かつ有効にすることを狙いとしている。この協力関係は、監督当局と外部・内部監査人の間の定期的な会合が基本となろう。

76. 協力関係の狙いは、全関係者からの貢献をより効率的かつ有効にすることにより、各関係者がそれぞれ自身の責務に集中することを可能にするという点にある。

77. 協力関係が、監督当局と外部・内部監査人の間の定期的な会合を基本として成り立っているという国もある。監督当局は、これらの会合に上級管理職が出席することが適切であると考えることもある。これら会合の場で各関係者は相互の関心分野に関わる情報を提供し、検証の対象となる分野と作業時期について特に注意が向けられる。また、内部・外部監査人の勧告を銀行が実施することについて、3者全員で協議がなされる。

78. 協力関係は銀行、外部監査人および監督当局の間の信頼関係を前提としている。信頼関係がないところ、協力関係も成り立ち得ない。従って監督当局は、銀行の上級管理職から、銀行の状況に重大な影響を及ぼすであろう意思決定、事実または変化について情報提供を受けることを期待している。

監査委員会

定義

79. 監査委員会は通常、取締役会の委員会とみなされており、経営に関与していない非執行役員で構成されるのが普通である。ただし、その特徴や名称は国によって異なる。

原則 19

恒久的な監査委員会の設置は、適切な管理システムの存在・維持を確保するという取締役会の任務から生まれるであろう実務上の困難に対処するための処方箋である。加えて、そのような委員会は内部管理システムおよび内部・外部監査を強化する。従って銀行は、特に複雑な業務を営んでいる場合において、恒久的な監査委員会を設置することを勧奨される。銀行の子会社も、それ自身の取締役会のうちに監査委員会を設置することの妥当性を検討すべきである。

構成、権限および機能

80. 監査委員会を設立するに当たり、取締役会は監査委員会の構成、権限、義務のほか、取締役会全体への報告方法を定めた成文規程を策定するべきである。この文書は取締役会により承認され、定期的に見直し、更新が行われるべきである。
81. 監査委員会は少なくとも、現在または以前に上級管理職ではなかった取締役会メンバーを3人含むべきである。監査委員会に経営陣メンバーが加わることが各国法規により認められている場合、経営陣メンバーは委員会メンバーの半数を超えるべきではない。メンバーは、監査委員会の役割に対応した経歴の持ち主であるべきである。少なくとも一人のメンバーは財務報告、会計または監査に関わった経験を有しているべきである。効率性の観点から、以下の人物は監査委員会の定期会合に参加することが認められよう。すなわち、最高執行責任者（CEO）または上級管理職のメンバー、内部監査部門の長および外部監査人。
82. 監査委員会は、必要とあらばいかなるデータや記録へのアクセスについても、これを要請し、またいかなる調査でもこれを行うことを命ずることができる。監査委員会は定期的に取締役会への報告を行う。

関連する観点

83. 監査委員会は取締役会メンバー、上級管理職、内部監査部門、外部監査人および監督当局の間の意思疎通を促進するべきである。
84. 監査委員会は内部監査規程、監査計画および所要の資源（人員と手段の双方）を確認する。監査委員会は、活動報告、および重きを成す内部監査人の個々の勧告と経営陣によるそれらの実施計画について要録を受ける。
85. 外部監査人は、自身の監査計画を監査委員会に提出し、監査委員会に監査結果と勧告を伝える。
86. 監査委員会は定期的に以下の事項を協議する。
 - ・内部管理システムの機能度
 - ・内部監査部門の活動状況
 - ・当該年の内部・外部監査でカバーされるべき金融機関業務のリスク分野
 - ・経営陣および外部の利用者に提供される財務情報の信頼性および正確性
 - ・外部または内部監査の結果として認識された会計または監査上の重大な懸念事項
 - ・法規制、通常約款、規程、業務規則および取締役会が策定したルールの遵守状況
87. 監査委員会は、外部監査人の任命について取締役会に対し勧告を行うべきである。通常、監査委員会は外部監査人の選任条件を定め、定期的に見直しを行う。
88. 銀行のコーポレート・ガバナンスや業務システムへの理解を深めるため、定期的に各銀行の監査委員長と会合を持つとしている監督当局もある。こ

これらの会合は、監査委員長には銀行の経営陣に関する自らの懸念を協議する機会を、監督当局には監査委員会の有効性についての見解を形成する機会を与える。

内部監査のアウトソーシング

定義

89. 内部監査のアウトソーシング契約とは、金融機関とアウトソーシング・ベンダーとの間の、内部監査サービスの提供に関する契約である。
90. 内部監査活動のアウトソーシングは、特にそれが限定的で焦点を絞ったものである場合は、金融機関内に見出し得ない特別な専門性や特別監査プロジェクトに関する知識にアクセスできるなどの多大な利益をもたらし得る。他方、アウトソーシングは、アウトソースされた内部監査活動についてのコントロールを失う、または低減させる等の形で銀行にリスクをもたらすかも知れない。それらのリスクは管理・モニターされる必要がある。更にアウトソーシングは、監督当局が情報を収集したり、アウトソーシングの対象となる業務の遂行方法について変更を求めたりする能力に悪影響を及ぼす惧れがある。内部監査のような重要な銀行活動のアウトソーシングは、銀行免許の本質を侵しかねない。

内部監査のアウトソーシング

原則 20

内部監査活動がアウトソースされているか否かに関わらず、取締役会と上級管理職は引き続き、内部管理システムおよび内部監査が適切であり、有效地に機能していることを確保することに最終的な責任を負う。

91. 国によっては、銀行の内部監査部門が銀行の主要業務を検証し、それら業

務にかかる内部管理の機能度、有効性、効率性を評価するのに十分な技量を有しているべきだとするところもある。しかし、内部監査部門が技量を有していない、あるいは技量が十分でない場合において、外部の専門家がこれを行うことは許容される。ただし、内部監査活動のアウトソーシングについて以下に述べる論点は、このケースにも当てはまる。加えて、内部監査部門の長は、実務上可能であれば、外部専門家の作業に自身のスタッフを一名あるいは数名参加させること等により、専門家からの知識面のインプットが内部監査部門にも吸収されるよう図るべきである。

92. 銀行が実質的に全ての内部監査活動をアウトソーシング・ベンダーを用いて行うことができる国もある。そのような取極めのもとでは、金融機関は上席かつ経験を積んだ個人を内部監査の長として据え、小人数の内部監査スタッフを配置し続けるべきである。アウトソーシング・ベンダーは、検証すべきリスクの決定過程においてスタッフを支援し、内部監査部門の長によって承認された監査手順を勧奨・実施し、内部監査部門の長と共に取締役会または監査委員会に対し結果を報告する。もっとも、多くの、あるいは殆どの国において、国際的に活動する大規模銀行が内部監査活動の全てまたは主要な部分をアウトソースすることは通常はあり得ない³。

93. アウトソーシング・ベンダーが外部監査人ないし外部監査人の属する法人やグループから全ての面において完全に独立していることを求めている国もある一方で、財務諸表の監査を依頼している先と同一の外部監査法人ないしグループとアウトソーシング取極めを結ぶことを認めている国もある。しかし、後者の場合においては外部監査人の独立性が事実上ないし外見上損なわれる惧れがある。従って、これらの国の銀行は、関係する外部監査人の職業

³ 例えば、欧州委員会の「法定監査人の独立性に関する勧告案」や、米国証券取引委員会の「監査人の独立性に関する要件」など。

団体、銀行監督当局、ないしその他の政府機関が公表している独立性に関するガイダンスを参照すべきである。

94. アウトソーシング・ベンダーは有能で、適切な知識・専門能力を持つ財務的に健全な企業でなければならない。
95. 銀行とアウトソーシング・ベンダーの間で、書面により契約を成立させることは実務として好ましい。上級管理職は、銀行の特徴を考慮しつつ、必要とされる専門的技能を有するアウトソーシング・ベンダーとの間で、銀行が十分な期間に亘って有効な契約を締結することを確保するべきである。
96. 契約はアウトソーシング・ベンダーの任務と責任を定義するべきである。契約では、アウトソーシング・ベンダーが実施するリスク分析および策定する計画に対しては上級管理職が事前承認を与えなければならないということを明記するべきである。
97. 契約はまた、上級管理職あるいはその代表、外部監査人あるいはその代表、および監督当局が、いかなる時でも、監査計画や監査調書を含め、依頼業務に関するアウトソーシング・ベンダーの記録にアクセスする権利があることを明記するべきである。
98. 契約では、アウトソーシング・ベンダーが監査計画に基づき自らの任務を有效地に果たすために必要な資源を投入することを約束する、ということが規定されるべきである。特に、重大な問題点が見出された場合の監査作業の拡大など、契約条件を変更する場合の手順が定められているべきである。
99. 金融機関がアウトソーシング契約を締結すると、当該機関のオペレーション

ナル・リスクは増大する。監督当局は、銀行が、内部監査活動をアウトソースすることによって自行のリスクプロファイル全体および内部管理システムにどのような影響が及ぶかを分析することを期待する。契約が突然終結した場合に備え、金融機関はコンティンジェンシー・プランを保有しておくべきである。内部監査の分野においては代替しうる供給主体が多く存在することを踏まえ、コンティンジェンシー・プランは多くの場合において代替ベンダーについて言及する。新しいベンダーが必要とする時間を考慮し、銀行は一時的に自身による内部監査作業を拡大する必要性を検討しなくてはならない。

小規模銀行における内部監査活動のアウトソーシング

100. 規模とリスクの大きさに鑑みて、内部監査活動を最低限一名の常勤スタッフに任せることが正当化されないような小規模銀行が、内部監査活動全体を外部ベンダーにアウトソースする場合もあることは一般に許容される。内部監査にかかる全ての原則は、内部監査活動が全面的にアウトソースされる場合についても引き続き適用される。

101. こうした場合、上級管理職は、監査人による勧告への対応が採られていることを確認するとともに、勧告を受けた事項の実施に係る責任者を決定する責任を負う。